

ID: 119

担当部署: 人権推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町人権啓発センター条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第112号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 施設を使用する者は、使用許可と同時に、規則に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条に基づく事業についてはこの限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町人権啓発センター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料並びに減免) 第6条 条例第9条の規定による使用料の額は、別表のとおりとする。 2 条例第10条による使用料の減免を受けようとする者は、人権啓発センター使用許可申請書にその理由を付して町長に提出しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日